

倉敷市水道局建設工事等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年水道局管理規程第1号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 倉敷市水道局電子入札実施要綱に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 倉敷市水道局電子入札実施要綱に規定する電子入札をいう。
- (3) 書面入札 倉敷市水道局電子入札実施要綱に規定する書面入札をいう。
- (4) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札をいう。
- (5) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が電子入札システムに入札金額を登録する際に入力する1から999までの任意の数字のことをいう。書面入札及び紙入札の場合にあっては、入札者がくじ番号として入札書に記載する1から999までの任意の数字をいう。
- (6) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (7) 決定くじ番号 電子入札の場合にあってはくじ番号と到着ミリ秒との和をいい、書面入札及び紙入札の場合にあってはくじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する倉敷市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び次に掲げる業務とする。ただし、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事を除く。

- (1) 測量業務

- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 造園業務

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 最低制限価格は、次の計算式により算定した額（千円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×（最低制限価格基準率＋（0.0005X＋0.00005Y））

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

2 建設工事における最低制限価格基準率は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.77未満の場合は0.77とし、0.92を超える場合は0.92とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあっては、下記計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

（設計上の直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.68）÷工事価格

3 前条第1号から第5号までにおける最低制限価格基準率は、0.75とし、前条第6号における最低制限価格基準率は、0.72とする。

4 入札者は、入札時にくじ番号を入力又は記入するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して最低制限価格を算定する。

なお、くじ番号の記入がない場合又は1から999までの数字以外が記入されている場合は、「999」が記入されたものとして取り扱うこととする。

5 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前各項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内の全ての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を最低制限価格として決定するものとする。

る。

- 6 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前各項の規定により最低制限価格を決定し、発表するものとする。

(最低制限価格の公表)

第5条 管理者は、落札決定をしたときは、倉敷市水道局電子入札実施要綱第15条に規定する方法により、最低制限価格を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 倉敷市水道局建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領（平成15年6月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。